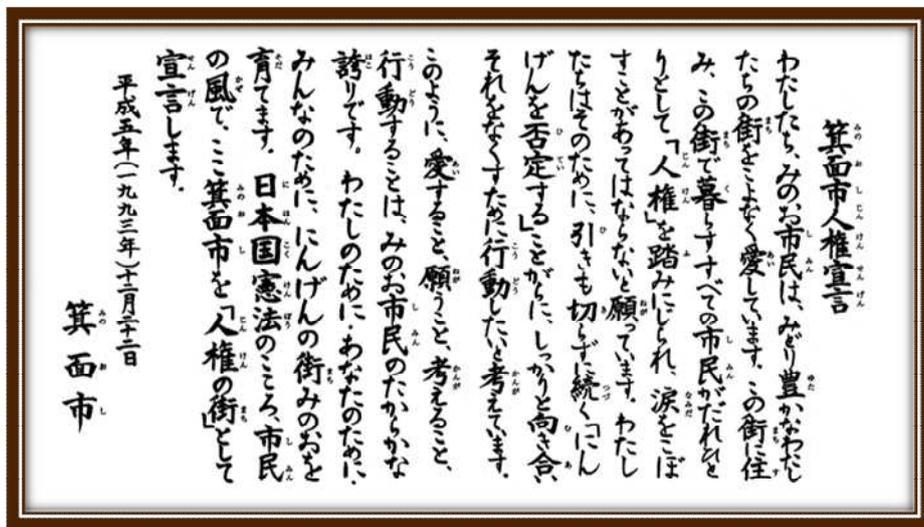


令和5年度（2023年度）

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

（箕面市職員による人権課題に関するレポート）



このレポートは、箕面における人権課題を学び、実態を知ること、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりを共に考えていくことを目的として、箕面市職員による人権行政研究会が編集しています。

今年度は、箕面市の都市宣言のひとつである「箕面市人権宣言」が採択から30年の節目の年であり、研究会メンバーで「箕面市人権宣言」を学び直す機会とし、学んだことをこの冊子にまとめました。

このヒューマン・ライツ・レポートをとおして知ったこと、考えたことを、家庭・職場ほか、さまざまなコミュニティで考えるきっかけや、それぞれの場で今後の情報発信に活かしていただければと考えています。

—— 目 次 ——



はじめに	1
箕面市人権宣言	2
都市宣言って？	3
「箕面市人権宣言」に関する職員アンケート結果	4
変わる社会の姿 過去から未来へ	7
こんなところにも「箕面市人権宣言」	19
おわりに	28
資料	29
・もみじだより 2023年（令和5年）12月号「心の樹」		
・人権教育推進会議情報誌「はじけるこころ vol.37」		
・人権教育推進会議情報誌「はじけるこころ vol.36」		
・人権教育推進会議情報誌「はじけるこころ vol.35」		
・人権教育推進会議情報誌「はじけるこころ vol.18」		
箕面市非核平和都市宣言	40

はじめに

- ◇今年度は、平成5年（1993年）12月22日に「箕面市人権宣言」が採択されてからちょうど30年の節目の年です。
- ◇行政ではなく、市民自らが宣言文をつくり、28,645名分もの署名を集め、箕面市長に請願書が提出され、採択されたものです。
- ◇人権尊重の機運が大きな盛り上がりを見せた1980年代、箕面では部落問題や障害者問題への関心や運動が一気に高まりました。
- ◇当時は、大阪府内でも、さまざまな自治体で行政が提案をした「人権擁護宣言」が都市宣言として策定される時代でした。
- ◇箕面では、市民と行政が人権宣言制定委員会で議論を重ね、子どもにも分かるようなやさしい表現、身近な言葉を使った、市民による市民のための人権宣言ができあがり、今も市内の各学校や公共施設などにも掲示されています。
- ◇採択から30年が経ち、当時を知る職員も少なくなりました。今年度は、研究会メンバーで「箕面市人権宣言」について学び、「人権」について考えていくことにしました。ここにまとめたことは学んだことの全てではありませんが、お読みいただき、人権を自分自身にかかわる身近な問題として気づき、考え、行動するきっかけとなれば嬉しく思います。



みのおしじんけんせんげん 箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民^{しみん}は、みどり豊^{ゆた}かなわたしたちの街^{まち}をこよなく愛^{あい}しています。

この街^{まち}に住^すみ、この街^{まち}で暮^くらすすべての市民^{しみん}がだれひとりとして「人権^{じんけん}」を踏^ふみにじられ、涙^{なみだ}をこぼすことがあってはならないと願^{ねが}っています。

わたしたちはそのために、引^ひきも切^きらずに続^{つづ}く「にんげんを否定^{ひてい}する」ことさらに、しっか^むりと向^あき合い、それをなくすために行^{こう}動^{どう}したいと考^{かんが}えています。

このように、愛^{あい}すること、願^{ねが}うこと、考^{かんが}えること、行^{こう}動^{どう}することは、みのお市民^{しみん}のたからかな誇^{ほこ}りです。

わたしのために・あなたのために・みんなのために、にんげん^{まち}の街^{まち}みのおを育^{そだ}てます。

日本国憲法^{にほんこくけんぽう}のこころ、市民^{しみん}の風^{かぜ}で、ここ箕面市^{みのおし}を「人権^{じんけん}の街^{まち}」として宣言^{せんげん}します。

平成5年（1993年）12月22日 箕面市

都市宣言って？



都市宣言とは、地方自治体が重要な政策課題などについて、自らの意思や主張、方針を明らかにするものです。

「宣言」とは地方自治体としての自己の意思、主張、方針を内外に表明することであり、法的拘束力はなく、その方法も「議会の議決」、「首長の声明」等と様々で、必ずしも議決が必要とされているものではありません。

効果としては、自治体が重視している地域課題を表現するとともに、それに対して積極的に取り組もうとしていることを、内外に示すことができることが挙げられます。

大阪府下での人権に関する都市宣言を調べたところ、箕面市を含めて20ほどの自治体で人権に関する都市宣言が見つかりました。その多くは「人権擁護都市宣言」と題したもので、日本国憲法のもと、基本的人権の享有、人権尊重についてのべられ、人権侵害を許さない姿勢を宣言されたもので、めざしたい姿は同じです。

その中で、「箕面市人権宣言」は、「差別」「人権侵害」「人権擁護」などのかたい言葉を使わずに、子どもにも分かるような言葉でかかれていることが大きな特徴のひとつだと感じることができました。

「箕面市人権宣言」に関する職員アンケート結果

1. 調査の背景・目的

今年度は「箕面市人権宣言」採択から30周年にあたり、箕面市人権行政研究会では、「箕面市人権宣言」について学んでいます。採択当時を知る職員も減少している今、市職員は「箕面市人権宣言」についてどの程度認識しているのかを把握し、今後の庁内研修等に活かすとともに、改めて「箕面市人権宣言」の文章を読むことで、人権について考える機会とすることを目的として職員アンケートを実施しました。

2. 調査対象と回答率

箕面市職員のうち（2023年（令和5年）12月1日現在）

①常勤職員	570名 / 862名 (66.1%)
②任期付職員	123名 / 189名 (65.1%)
③再任用職員	35名 / 64名 (54.7%)
全体回収数	728名 / 1,115名 (65.3%)

3. 調査方法

全庁連絡掲示板にてアンケート協力を依頼、デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」にて回答

4. 調査期間

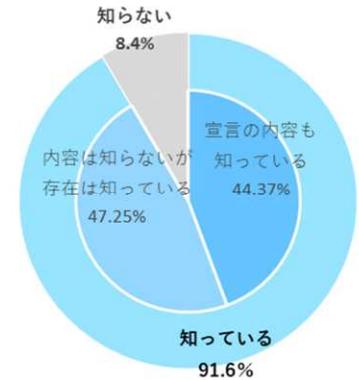
2023年（令和5年）12月8日～12月28日



5. 調査結果概要

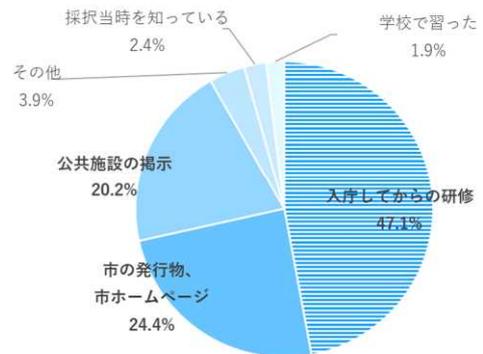
① 箕面市人権宣言の認知度について

全体として、「宣言の内容も知っている」「内容は知らないが存在は知っている」を合わせると91.6%となり、ほとんどの職員が箕面市人権宣言の存在を知っているという結果となりました。



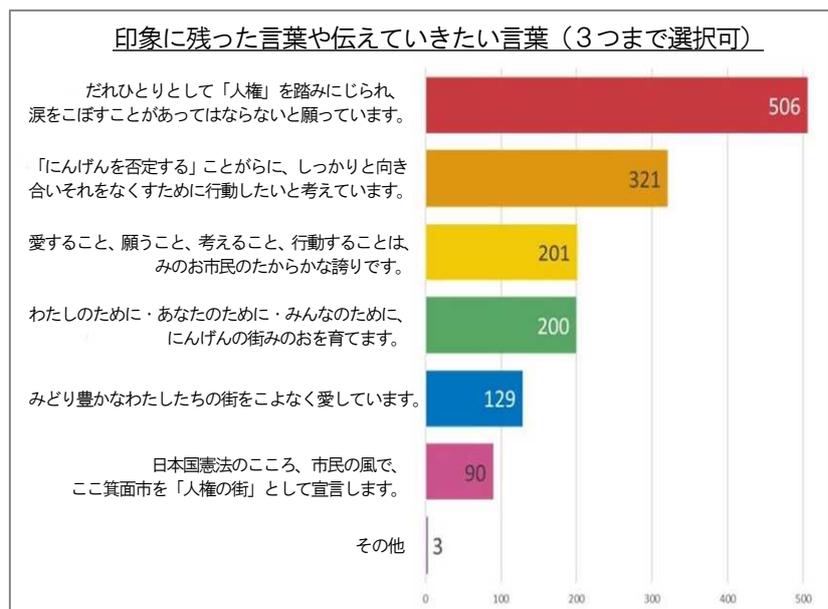
② 箕面市人権宣言を知ったきっかけについて

知っている職員のうち、47.1%の職員が「入庁してからの研修」と回答しており、庁内研修の大切さがうかがえる結果となりました。次いで24.4%が「市の発行物、市ホームページ」、20.2%が「公共施設の掲示」と回答しており、箕面市人権宣言が目に入る場所にあることの意義を感じることができました。その他としては、業務でのかかわり、みのお市民人権フォーラム、保護者として学校の活動の中で知ったという回答がありました。



③ 箕面市人権宣言の言葉について

箕面市人権宣言を知る職員も、知らない職員も今一度、全文を読んでもらいたいという意図を含めた設問でした。「だれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています」という言葉を選んだ職員が多かった結果になりました。



④改めて箕面市人権宣言を読んで感じたこと（自由記述、任意）

箕面市人権宣言について、「素晴らしいもの、大切なもの、力強いものだと思う」「あらためて人権の大切さを意識できた」「わかりやすい言葉で大切なことが書かれている」「こんな世の中になったらという希望」「もっと周知、意識していけたら」「意識・行動が大切」「自分にできることを働きかけていきたい」「市の職員として意識していきたい」という意見があった一方で、「人権の大切さは分かるけれど、実際は難しい」という課題意識もありました。

⑤箕面市人権宣言や人権全般に対して思うこと（自由記述、任意）

④と似た内容の回答もたくさんありましたが、④以上に「市職員としての課題意識」として研修を受けることや、次世代に伝えていくこと、それぞれがアップデートしていくことの大切さ、についての記述がたくさんありました。

6. 人権行政研究会としての所感

今回の職員アンケートを実施することで、回答した65.3%の職員に限った話ではありますが、ほとんどの職員が「箕面市人権宣言」を認知していること、職員の研修以外の場でも「箕面市人権宣言」に触れる機会があることなどを知ることができました。

自由記述では予想よりも多くの意見があり、同じ「箕面市人権宣言」を読んでも感じ方・考え方は人それぞれで、職員の様々な意見を知ることができました。

意見にもありましたが、「箕面市人権宣言」は知っていればよいというものではなく、心に留め、「だれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすこと」が無いように意識・行動していくことが大切なのだと感じています。

変わる社会の姿 過去から未来へ

「箕面市人権宣言」について学んで行く中で、「この箕面市人権宣言は、いつの時代の人権課題にも向き合うことができるように書かれているけれど、採択された30年前と、今の世の中は、どれくらい変化しているのだろうか？」という疑問が研究会メンバーの中に生まれました。

全ての人権課題について調べることはできないので、グループごとに調べてみたいと思った人権課題をとりあげ、これまでの変化と、今後の展望をまとめてみました。

とりあげたテーマは以下の5つです

- * 障害者の人権
- * 子どもの人権
- * インターネットにおける人権
- * ジェンダーと人権
- * 性的マイノリティの人権



障害者の人権

■ 「障害者の人権」 についての変化の流れ

年	法令・制度等	できごと
1993	障害者対策に関する新長期計画 策定 11月 「心身障害者対策基本法」改正 → 「障害者基本法」成立	12月 箕面市人権宣言 採択
1995	● 箕面市の障害者施策の基本的な方向性等を示す10年計画。	
1996	● 「生活環境」「雇用・就労」「福祉サービス」「保健・医療」「療育・教育」「啓発と交流」「スポーツ・文化活動等」の各分野について、基本方針と今後の方向性を示す。	みのおN'プラン策定 箕面市障害者雇用支援センター 開設 (箕面市障害者事業団が管理・運営)
1999	「精神保健福祉法」改正	
2002	精神障害者居宅介護等事業 開始	夏頃 パオみのお、移転先を探す 12月 移転先建物賃貸借契約締結。改装工事着手。
2003	障害者基本計画（第2次計画） 開始	1月 パオみのお移転反対問題発生

2004	「障害者基本法」改正	第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお'N'プラン）
2005	「発達障害者支援法」施行	
2006	「障害者自立支援法」施行 「バリアフリー法」施行	第1期障害福祉計画
2007	学校教育法等の一部を改正する法律 施行 特殊教育を継承・発展させるものとして特別支援教育へ制度改正が行われた	
2009	「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置	第2期障害福祉計画
2010		市が「社会的雇用モデル事業」の実施を、国等に要望
2011	「障害者基本法」改正 「障害者虐待防止法」制定、公布	第五次箕面市総合計画
2012	「障害者優先調達法」 「障害者総合支援法」公布	箕面市地域福祉計画 第3期障害福祉計画
2013	障害者権利条約が国内で批准される 「障害者差別解消法」制定・公布	
2014		第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお'N'プラン）
2015		第4期箕面市障害福祉計画
2016	「障害者差別解消法」施行	
2018	「障害者文化芸術活動推進法」	第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画
2019	「障害者雇用促進法」改正	
2021	「障害者差別解消法」改正	第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画
2022	「障害者雇用促進法」改正	
2024	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>●2024年4月から施行。事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化</p> </div>	第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお'N'プラン） 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画（～2026）

【パオみのお移転をめぐる施設コンフリクト】

- ・2003年（平成15年）パオみのおの移転をめぐる反対運動が起きる

移転反対運動の背景—地域住民の精神障害者への誤解と偏見による施設地域間摩擦反対運動のチラシ配布や署名活動により、精神障害者を危険視し身近なところから排除しようとする考え方が根強いことが判明しました。

- ・箕面市の問題解決のための基本姿勢

「施設コンフリクト」は起きることを出発点に、「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて「精神障害者地域生活支援の事業を進める」ことを表明しました。

【箕面市障害者市民の長期計画「みのおN'プラン」】策定

- ・中核施設として「みのおライフプラザ」を整備

〈基本目標〉

- ①だれもが平等に暮らせるバリアフリー社会の実現
- ②人権尊重に根ざした自立生活の展開
- ③ノーマライゼーション社会の実現

- 障害者の権利を守り、推進していく総合的な取り組みを、より一層推進していく必要がある。
- 「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害の有無等によってわけ隔てることなく地域で共生する、インクルーシブ社会をめざすために策定。

【第4次箕面市障害者市民の長期計画「みのおN'プラン」】策定

〈基本目標〉

- ①誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現
- ②自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

〈重点取組〉

- (1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組
- (2) 情報アクセシビリティの向上
- (3) 権利擁護施策の推進
- (4) 就労および日中活動の場の確保に向けた取組

障害者施策のさらなる充実が図られている

【第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画】策定

- ・障害福祉サービス及び障害児支援の見込量とその確保のための方策、また分野別施策の具体的方向性などを明らかにすること

■今後の展望

- ・障害者関係施設を設置する際は地域住民の反対や障害に対する偏見が見られる現状があり、発達障害や精神障害については社会的に知識不足による誤解や偏見がなくなっておりません。
- ・しかし、企業に義務づける障害者雇用率は引き上げられるなど政策としては着実に進んでおり、市内施策やサービスも充実してきています。

→政策の推進とともに、市民に身近な行政がニーズにあったサービスの提供に尽力することで、理解促進、共存できる社会へつなげていけると考えます。

■まとめ

- ・30年前からも、障害者の暮らしやすい社会を作るという動きはありましたが、施設コンフリクトなど、障害者の人権が侵害されるような問題は続いています。
- ・2006年(平成18年)に、国連で「障害者権利条約」が採択され、2014年(平成26年)に日本で批准されました。

→障害の有無にかかわらず、「すべての人が社会の構成員として尊重され、当たり前、地域で共に暮らすことのできる社会」づくりをめざしていきたいと思ひます。

子どもの人権

■子どもの人権（過去～現在）

年	法律等	内容
1959	児童の権利に関する宣言	国際連合において採択された全10条からなる宣言
1979	国際児童年	子どもの人権を包括的に保障するための枠組み作りが本格化（世界中の人が子どもの権利について考える機会となる）
1989	子どもの権利条約 国連で採択	<ul style="list-style-type: none"> 1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ採択された。 子どもに関わることについて、現在や未来において子どもによりよい結果をもたらす関与をしなければならぬとする考え方である。
1994	子どもの権利条約 日本が批准	すべての子どもたちが、成長の過程で必要な保護・援助が受けられることを前提に、子どもを一人の人格、子どもが権利の主体であると定める。
1999	箕面市子ども条例 施行	箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにするもの。
2000	児童虐待の防止等に関する法律 施行	児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その人格形成に重大な影響を与える。
2009	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 施行	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。
2013	いじめ防止対策推進法 施行	いじめの定義や基準が明確に示されたことで、相談窓口の充実や実態の顕在化に大きく貢献するとともに、子どもの育ちが保護者のみの責任ではなく社会の問題であるという意識の高揚につながる。
2014	子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行	児童扶養手当の増額や給付型奨学金が創設されるとともに、学習支援や子ども食堂などの取り組みが広がる。
2017	教育機会確保法 施行	不登校などさまざまな理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちに、教育機会を確保するための法律。
2018	子どもの権利とスポーツの原則 策定（日本ユニセフ協会）	スポーツに関わる全ての方々に、子どもの健全な発達と成長を支えるスポーツ環境の実現を呼びかける。
2023	こども基本法 施行	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法を制定。

■過去30年間での変化

- ・30年前、日本が「子どもの権利条約」を批准し、様々な子どもに対する権利が定められることとなった。その後、現在に至るまで、虐待・いじめ・体罰等に関する個別的法律によって子どもの権利が詳細に制定されてきています。
- ・2023年(令和5年)に「こども基本法」が制定され、子どもを中心とした社会を実現するための政策を推進していくこととなる。

■子どもの人権(現在～)

「こどもまんなか」社会を実現するという目標を掲げ、2023年(令和5年)4月1日にこども家庭庁が発足しました。こども家庭庁は、こども基本法に定められた6つの基本理念(以下)をもとに、こども政策を推進しています。

「こども基本法」6つの基本理念

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達¹の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④すべてのこどもは年齢や発達¹の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(参考)「子どもの権利条約」(1989年) 4つの考え方

- ・生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ・差別の禁止(差別のないこと)

こどもまんなか社会とは?

「こどもまんなか」社会 = こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えること

全てのこどもがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせるように、こどもに最も良いことは何かを考えていこうというものです。

「まだこどもだから」、「こどものためだから」と言って、こどものことを勝手に決めてしまっちゃいけないですね。

■子どもの人権問題

こどもは守られるべき存在であると同時に「権利の主体」でもあるのにも関わらず、こどもを取り巻く環境はますます深刻です。こどもの思いを尊重しながら、『こどもにとって最もよいことは何か』を第一に考えて行動していくことが何よりも必要です。

人権課題	取り組み例
虐待	オレンジリボン運動 虐待対応ダイヤル
いじめ	アンケート調査 啓発ビデオ SOSダイヤル(メール)
体罰	研修の実施 マニュアル作成
不登校	校内教育支援センターの設置 多様な学びの場 居場所の確保
性被害	いのちの教育 性教育
貧困	こども食堂 こどもの居場所づくり
ヤングケアラー	SNS相談 電話相談 実態把握調査
ブラック校則	校則の見直し

「こどもまんなか」で取り組む!

- ・こどもが知識を身につける
- ・こどものSOSを見逃さない
- ・こどもが安心できる環境をつくる
相談できる ・居場所がある
勉強できる ・意見が言える
食事が摂れる・眠れる 等

箕面市では…

教育相談、いじめ相談解決室
(学校、教育委員会以外の窓口)

こどもの人権を守るために・・・

- ①こどもにも大人にも、こどもの権利やこども基本法のことを知ってもらう
- ②こどもや若者が自分の意見を言う機会をつくる
- ③こどもや若者の意見を聴きながら、何をどう取り組んでいくかを考える

※こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」表記の使用が推奨されています。

インターネットにおける人権侵害

1995年(平成7年)にWindows95が日本で発売され、インターネットはYahoo! が誕生するなどインターネットの普及、発展が進みました。

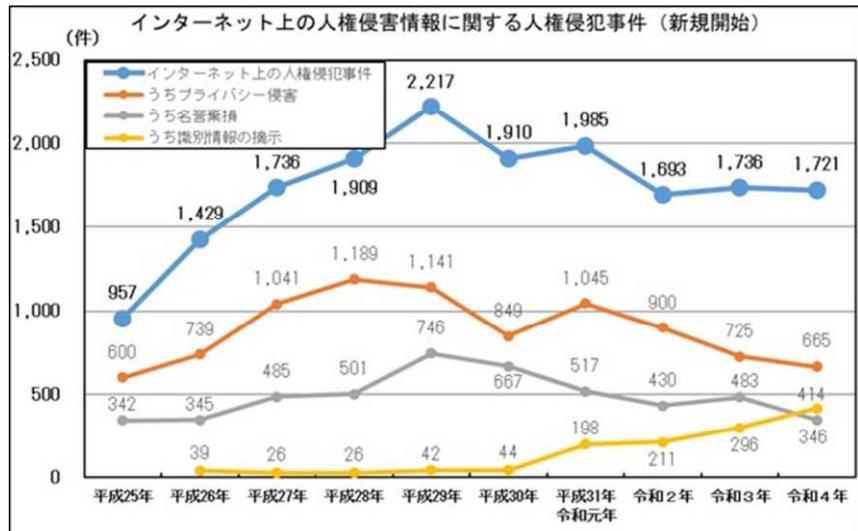
一方で誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、デマの拡散、差別を助長する表現の掲載などの人権侵害がインターネット上で行われることも増えていきました。

■現在までの主な流れ

2002年	プロバイダ責任制限法 施行 電子掲示板などインターネット上での書き込みによる被害が増えたことを受け、誹謗中傷等の権利の侵害があった場合について、発信者の情報の開示請求できる権利等を規定したもの。
2000年代	家庭向けの光回線が登場し、日本におけるインターネットの利用率が上昇。2004年には「mixi」がサービスを開始。以降様々なSNSが普及しはじめる。2008年には日本でも「iPhone」が発売され、2019年には携帯電話所有者のスマートフォン比率が9割を超える。
2020年	SNS上で誹謗中傷を受けていた恋愛リアリティー番組出演者が自殺 親族は投稿者に対して損害賠償を求め、提訴。(翌2021年に地裁が投稿者に約129万円の支払いを命じた)
2021年	デマの投稿者に名誉毀損による賠償命令 あおり運転事件の関係者として、無関係にもかかわらず、インターネット上に実名や顔写真を表示した動画を投稿された女性が、投稿者に110万円の損害賠償を求めて提訴。裁判の結果、「悪質な誹謗中傷だ」として投稿者に33万円の支払が命じられた。
2021年	プロバイダ責任制限法 改正 裁判所を通じた1回の開示請求で手続きが済むように改正。 裁判所は、事業者が誹謗中傷を行った人の情報を消さないよう、命令を出すことも可能になった。
2022年	侮辱罪の法定刑の引き上げ これまで「拘留又は科料」とされてきたが、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることをきっかけに、改正され、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。
2022年 (2024年 改正)	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 施行 インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざし、施行。
2023年	「全国部落調査」復刻版出版事件裁判 東京高等裁判所判決 個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断した。

■現状

2022年(令和4年)に法務局・地方法務局で新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,721件で、前年から15件減少したものの、引き続き高水準で推移しています。



このうち、プライバシー侵害事案が665件、識別情報の摘示※事案が414件、名誉毀損事案が346件となっており、これらの事案で全体の82.8%を占めています。

※ 識別情報の摘示とは 人種、信条、社会的身分等についての共通の属性を有する不特定多数の者に対する一定の不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を、文書の頒布・掲示その他これらに類する方法により公然と摘示する行為をいいます。（例）インターネット上で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘すること

■今後の展望

インターネットは、多くの情報を素早く集めることができたり、離れた場所の人と気軽に交流ができたりと非常に便利な一方で、使い方を誤ると事件に巻き込まれることや、自身が加害者となってしまう場合もあります。社会情勢を鑑みて、法律の改正等が行われていますが、今もなお人権侵害事件は後を絶ちません。政府広報オンラインでは、インターネット上の人権侵害を防ぐために、以下のとおりインターネット利用時の注意点を公開しています。

インターネット上の人権侵害を防ぐために（政府広報オンライン）

- ・ 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・ 差別的な発言を書き込まない
- ・ 安易に不確かな情報を書き込まない
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

インターネット上では、誰もが簡単に被害者にも、加害者にもなってしまう可能性があります。例えば、良かれと思って拡散した情報が誤情報であれば、悪意がなくても加害者になり得ます。また、被害者となった場合は、インターネット上に拡散された情報の削除要請など、個人での解決が難しいことがあります。もしも、インターネット上のトラブルに巻き込まれたときには、一人で思い悩まず専門の相談先へ相談することも検討してください。

【参考】 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー (06-6760-4013)
違法・有害情報相談センター <https://ihaho.jp/>

ジェンダーについて

■ジェンダーとは

「ジェンダー」とは生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている性のことを指します。つまり、男性と女性の役割の違いによって形成された性別のことです。

男女平等が叫ばれて久しいですが、男女の教育格差や仕事における賃金格差、雇用機会の不均等、性別に基づく偏った固定的な役割分担など、依然として世界のさまざまな国や地域で男女差別を背景とする問題が根強く残っています。

■現在までの主な流れ

年	
1985	女性差別撤廃条約 批准 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。
1986	男女雇用機会均等法 成立 働く人が性別により差別されることなく、かつ働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的とした法律。
1993 1994	中学校(1993)・高等学校(1994)で「家庭科」が男女共通必修科目に 1985年以降、女性差別撤廃条約批准を受けて、男女共修の取り組みが始まり、「家庭科」が男女共通で必修科目に変更される。
1997	男女雇用機会均等法 改正 事業主に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化される。
1999	男女共同参画社会基本法 公布、施行 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を作るための法律。
2001	配偶者暴力 (DV) 防止法 施行 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 男性、女性問わず適用されるが、被害者の多くが女性であることから「女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取り組みにも沿うものである」といった前文が記載されている。
2015	女性活躍推進法 公布、一部施行 (翌年全面施行) 「女性の積極採用」「長時間労働是正など働き方の改革」「勤続年数男女差」「女性管理職比率」など、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析や女性の活躍に関する情報公表などが義務化される。
2024	困難女性支援法 施行 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」を基本理念とし、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

ジェンダー・ギャップ指数 2023 ランキング
(世界経済フォーラム発表)

■日本の現状と課題

世界経済フォーラムが発表した2023年ジェンダー・ギャップ指数は、日本は146カ国中125位で、前年（146カ国中116位）から9ランクダウン。順位は2006年（平成18年）の公表開始以来、最低となっています。

この指数は、経済・教育・医療・政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。日本のスコアは2006年（平成18年）からほぼ横ばいで「政治」「経済」、の指数が特に低く、順位は下落傾向が続いています。他国が格差解消の取り組みを進める間、日本は足踏みしてきたと言えます。

■ジェンダーバイアス、アンコンシャス・バイアスの解消

ジェンダーバイアスとは、「ピンク＝女性」、「泣かない強い子＝男性」などの古くからの固定観念です。

このジェンダーバイアスは、個人の問題ではなく社会の問題です。なぜなら誰でも社会から無意識にメッセージを受け取り、無意識の思い込み（以下、「アンコンシャス・バイアス」という）が、誰にでも起こり得るからです。アンコンシャス・バイアスを解消するための一歩として、まずは自分自身のアンコンシャス・バイアスの程度を確認する必要があります。ぜひ掲載しているQRコードより、「チェックシート・事例集」のチェックシートをクリックし、取り組んでみてください。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643



男女共同参画局：令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

■まとめ

ジェンダーについて調べていく中で、ジェンダーギャップ指数には現れない身近な部分で、ジェンダーの考え方が浸透してきており、固定的役割分担意識をなくそうとする時代の変化を感じました。その一例として、テレビCMが挙げられます。昔のCMは、コーヒーといえば男性が出演し、洗濯といえば女性が出演することが一般的でした。しかし今では、CMの出演者に男女差は感じにくくなりつつあります。このように、着実にジェンダーの考え方が浸透し、少しずつ社会の中で変化が起こっています。ただ、それでもジェンダー平等を達成するためには、まだまだ色々な課題が残っています。

まずは、一人一人がジェンダーについて考えることが大切です。

日本での LGBTQ の歴史と人権について

■ LGBTQ とは

レスビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T)、クエスチョニング (Q) またはクィア (Q) の頭を取ったもので、セクシュアルマイノリティ (性的少数者) 全般を指します。

■ 歴史

日本では、明治初期に存在した旧刑法の制定や、大正期に西欧から入った精神医学上の「変態性欲」の概念により、性的マイノリティへの差別が広がっていきました。以下に、日本と世界の歴史的な出来事や変遷を挙げます。

1950 年代	戦後、同性愛者や女装者が活動をはじめますが、アンダーグラウンドなものであり続けた。一方で、ゲイバーが多く誕生。同性愛者や女装者のタレントが登場し、メディアを賑わせることで次第に世間に浸透していく。
1960 年代	<u>アメリカ</u> ストーンウォール事件 (1969. ニューヨークのゲイバー「ストーンウォール」で起きた、同性愛者を理由とする警察官からの嫌がらせへの反乱。抵抗運動「プライド」が世界に広がる。)
1970 年代	<ul style="list-style-type: none">・ゲイであると公表した社会運動家が参議院選挙に出馬し注目を集める。・ゲイ解放運動がスタート (ゲイについてのポジティブな情報を発信するラジオ番組の放送がきっかけ。)
1980 年代	<u>アメリカ</u> エイズ流行 (同性愛嫌悪の風潮やヘイトクライムが生じるなど、LGBTQ の権利が後退しかける。) <u>デンマーク</u> 同性間のシビル・ユニオン (登録パートナー) を法律で認める。
1990 年代	<ul style="list-style-type: none">・府中青年の家事件 (1990. 東京都の公共宿泊施設を同性愛者の団体「動くゲイとレスビアンの会」が利用し、他団体から差別・嫌がらせを受け、施設所長より今後の使用を禁止された。同団体が提訴し 1994 年に勝訴、裁判所により公式に同性愛者の権利が認められる。)・日本初のプライドパレード開催 (1994. 東京)
2000 年代	<ul style="list-style-type: none">・中学校を舞台としたゴールデンタイムの連続ドラマのなかで性同一性障害が取り上げられ、性同一性障害の認知が進む。(2001)<u>オランダ</u>・世界初の同性婚合法化 (2001)・宮崎県都城市が国内で初めて同性愛者の人権を明記した男女共同参画条例を施行。(条例の中で「性別または性的指向にかかわらず」の文言があったが、市町合併の際に削除された。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害特例法」成立。(2003. 性同一性障害を抱える者における社会生活上のさまざまな問題を解消するため、法令上の性別の取扱いの特例が定められる。) ・大阪府議会において、国内初の同性愛者を公表した地方議会議員が当選。(2003)
2010年代	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都渋谷区で日本初の同性カップル向けパートナーシップ証明書を導入。(2015) ・一橋大アウティング事件 ゲイであることをSNSで友人グループに暴露され、大学院生が自殺。翌年アウティング※した学生と所属する大学の責任を追求、民事訴訟を起こしたことで広く報道され、世の中に「アウティング」という言葉が浸透するきっかけとなる。(2015) ・千葉県<small>の公立高校がジェンダーレス制服を導入し、全国の学校で関心が高まる。</small>(2018. 2015年の文科省が性同一性障害や性的指向・性自認に関する対応の資料がきっかけ)
2020年代	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」制定(2020) ・「LGBT理解増進法」成立(2023. 「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」という基本理念のもと、国や自治体、学校、企業などに対して、性の多様性に関する「理解の増進」のための施策を求めている。)

(※) アウティング：本人の承諾なく、その人のセクシュアリティを第三者に暴露してしまうこと。結果的に居場所を奪ったりプライバシーの侵害につながる可能性がある。

■ まとめ

同性結婚などの法整備や、LGBTQのカミングアウトへのハードル、公教育での取り組みなどの課題が依然として存在しますが、それぞれの課題への取り組みが進むことでLGBTQに関わらず人々が平等な権利を享受し、LGBTQであることを個人の特性として自然に周囲に伝えられる・受け入れられる状況が望まれます。

なお、性的マイノリティの悩みの8割は人間関係の悩みであり、性の悩みそのものではなく、むしろ人間関係で悩んでいるとの調査結果があります。また、周囲と自分の性の違いに気づく時期が非常に早いということが、いくつかの統計より判明しています。

性自認は小学校に入る前という人も多く、性的指向には16歳くらいまでに気づきますが、最終的に社会的に受け入れられるまで「気づき→自己受容→カミングアウト→受容」という長いプロセスがあります。

自身の性自認に関する悩みの他、カミングアウトされた場合に相談ができる、「よりそいホットライン(以下参照)」などもあります。アウティングによる加害者も被害者も生み出さないために、知識と意識を持ってどんなセクシュアリティでも安心して過ごせるよう、また、すべての人が、より自分らしく誇りをもてるよう、それぞれが学んでいく必要があります。

よりそいホットライン(24時間・365日無料相談電話)

TEL: 0120-279-338 性別の違和や同性愛などに関する相談

今回、人権宣言30周年にちなんで様々な人権課題の流れを調べ、この30年間で人権課題に対するまなざしが大きな変化を見せたことが分かりました。

30年前は、人権課題であるという認識自体が世間一般に無かった課題もありました。例えば、性的マイノリティについての考え方が日本でも広く知られるようになったのは大きな変化であり、それに伴い性的マイノリティの人が置かれている状況についても理解が広まりました。また、30年前からその議論を新たな段階へと進めている人権課題もあります。街づくりでは「ユニバーサルデザイン」が導入されるようになり、障害を持つ人だけでなくすべての人が暮らしやすい社会がめざされています。子どもの人権を守り、「こどもまんなか」社会の実現を目標に、こども家庭庁が発足されたことも記憶に新しいです。

時代の流れとともに社会が様々な人権課題との向き合い方を変えていった一方で、この30年間で新たな課題も出てきました。代表的なものがインターネットにおける人権侵害です。インターネットはその特性をもって人権侵害が横行する場となっただけでなく、人権課題の複雑化ももたらしました。インターネットの特性を考慮しない不用意な発信は、悪意の有無に関わらず被害者を生み出し、自分自身も加害者になる危険性を持っています。侮辱罪の厳罰化や法的措置の拡充も図られていますが、被害者の救済が十分に行える状況とは言えません。また、遅々として改善が進まない人権課題として男女格差が挙げられます。もちろん30年間何の改善も見られなかった訳ではありませんが、政治・経済分野で女性の参入が遅れている日本は、完全に諸外国に取り残された形となっています。

こうして振り返ってみると、社会が抱える人権課題は様々です。しかしそのどれをとっても、時代背景や人権課題のカテゴリーに関わらず、人権意識の向上が人権侵害の防止の基本になると感じました。

この章は、若手職員が関心を持った内容について調べたことをまとめています。それぞれの人権課題に関して網羅しているものではないため、参考程度に見てもらえたら嬉しく思います。



こんなところにも「箕面市人権宣言」

ふだん、何気なく公共施設などで目にしている「箕面市人権宣言」ですが、実はこんな場所にも、こんなバージョンのものがあるんです！というものを紹介します。ぜひ、実物を探してみてください！

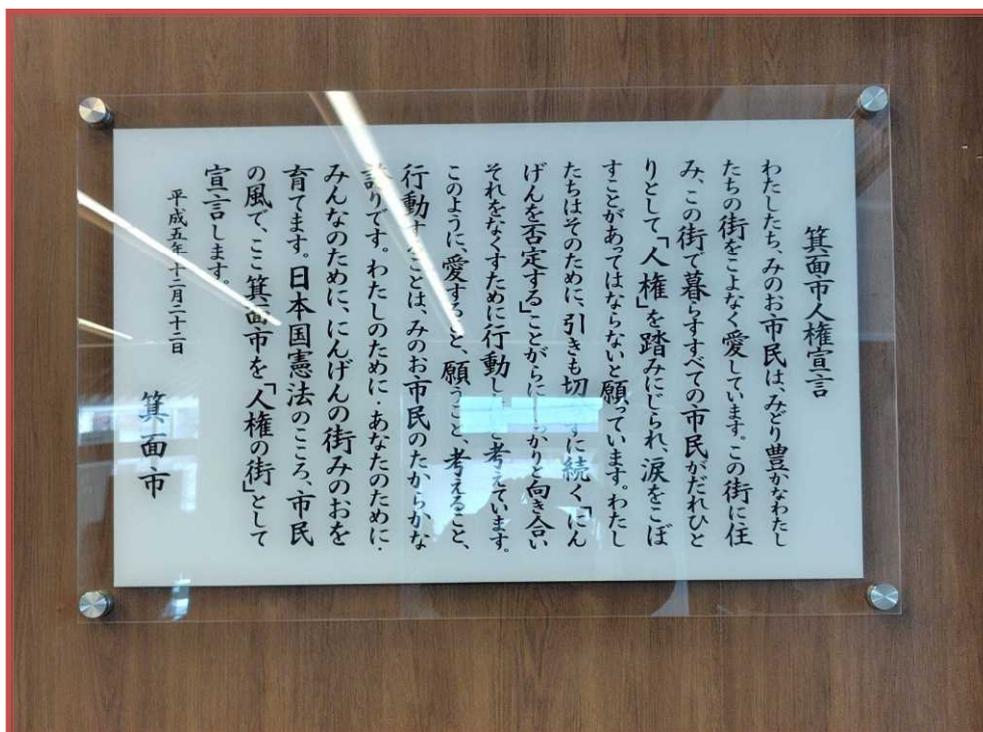
箕面市立病院・ライフプラザ



らいとぴあ21



本庁ロビー



～研究会メンバーから～

職員 A

今年のメインテーマである「箕面市人権宣言」の30年の節目にあわせて、30年間の人権課題を振り返る中で、少ないテーマではありますが、人権について深く知るきっかけとなりました。それぞれの「人権」課題が、時代の流れとともに法整備などを行い、少しずつ解決に向け進んでいるように見えますが、新たな問題が発生するなど、一筋縄ではいかないのが「人権」であるというように感じました。

私自身、箕面で生まれたわけでも、住んでいるわけでも、学校に通っていたわけでもありませんでした。ここで働いていなければ、「箕面市人権宣言」を耳にすることは無かったです。 「人権」というテーマは正直とつきにくい。これが、私が抱いていた正直な感情でした。しかし、今回「人権」について学びを深めていく中で、気持ちが変化しました。そして、みのお市民人権フォーラムの特別分科会に参加した際の登壇者の言葉で、この箕面のまちに関わる人間として、人権課題に取り組みたいと強く感じました。それは「人権課題に取り組まないことは、その差別を容認しているということ、差別に加担しているということ」という言葉です。知識が無いこと、課題に取り組まないことが、差別の加担に繋がるということ強く思い知らされた言葉であり、心に響きました。

人権課題は簡単なことではないと感じます。私の知らない、目に見えないどこかで、誰かが人権を侵害されているかもしれない。その見えないところ全てを意識することは難しい。けれども「人権」を意識することが、まず第一歩であると思います。私ができることは本当に微力かもしれない。それでも、何か私にできることはないか意識をして日々過ごしていきます。



職員 B

今回人権行政研究会に参加して感じたことは、人権問題をもっと身近に考える機会を増やすことが大切だということです。アンケート結果から、箕面には人権に関する宣言があるらしい、程度にしか認識していない人は職員にも多いと知り、重要なものにも関わらず当事者意識の薄い人の多い問題なのだと感じました。私自身、人権行政研究会で学ぶ以前から箕面市人権宣言の存在は知っていましたが、いまいち自分事のように考えることができずにいました。

しかし、人権行政研究会で自身の担当する分野について知り、また参加者と意見を交わす中で、より知りたいと思うようになりまし、曖昧だった人権問題に対する考えがはっきりとしていくのを感じました。また、市役所内で人権に携わる業務を担当している人は、人権問題に対してかなり熱心な方が多く、携わっていく中で意識が高まっていくのではないかと思います。人権問題というものは、最初は関心が低かったとしても、知っていく中で高まっていくものなのだと思います。人権宣言を知らなかった人にも、知っているだけの人にも、もっと問題にふれてもらう機会を作ることで、自分事として取り組む人が増えていくと考えていますし、そのように自分も働きかけられる方法を考えていきたいと感じました。

職員 C

今回初めて人権行政研究会に参加させていただきました。

「箕面市人権宣言」に対する職員アンケートにおいて、宣言の内容まで知っている職員が少なく、市としてもう少し周知していく必要があると感じました。私自身も長く箕面に住んでいますが、「箕面市人権宣言」の存在は知っていましたが、内容までは知り得ていませんでした。それはやはり人権問題に対する勉強不足であったと感じています。

最近の人権問題は複雑多様化していると感じるため、意識して情報収集し自分の問題として考える必要があると強く感じました。人権問題に関する意見を個人としても箕面市の職員としても伝えていけるよう、日々勉強していきたいと思います。

職員 D

箕面市人権宣言は、以前勤務していた学校の昇降口に大きく掲示されていたので、当時は毎日のように見えていました。大事なことで、でも当たり前のごとで、心にしっかりと留めておこうと思っていました。

箕面市人権宣言ができて30年ということで、研究会で箕面市人権宣言について学習しました。箕面市人権宣言のできた経緯や当時関わった方々のお話を聞いたり読みだりして、箕面市人権宣言への思いの強さを感じました。

みのお市民人権フォーラムの中で、「出会う、知って、考えて・・・行動できる」子どもを育みたいというような話を聞きました。箕面市人権宣言の中にも、「行動する」ことについて述べられています。

私も、知っている、願っている、考えているだけではなく、「行動できる」人でありたいです。日常生活の中で、「あれ？」と感ずることがあれば、相手に自分の考えや願いを伝えて、一緒に考える時間を持ちたいと思います。今の私の「行動できる」ことです。そして、この行動と一緒に考えた相手や自分の子どもたちの行動へとつながればうれしいです。

レポート作成では、「子どもの人権」のテーマで調べてまとめました。子どもを取り巻く人権課題や対策として取り組んでいること、そして、令和5年4月1日から発足したこども家庭庁やこども基本法について調べました。「こどもまんなか」「こども主体」「こどもの声」等のことばは、日々の業務を進める中でよく思い浮かべます。

「こどもにとって最も良いことは何か。」子どもの意見を聴きながら、何をどう取り組むかを考えていきたいです。



職員 E

今回人権について自分で調べたり話を聞いたりしていく中で、無意識の思い込み（以下、「アンコンシャス・バイアス」という）が非常に強く根付いていることに気づきました。このアンコンシャス・バイアスが、気づかないうちに周りにいる人たちの人権を侵害している可能性があるかと学びました。自分自身は大丈夫だろうと思っていたのですが、人権のことについて調べ、自分の考え等を文章にしていく中で、周りの人に指摘されて初めてアンコンシャス・バイアスがかかっていることを実感しました。

アンコンシャスバイアスは周囲の人々を不快にさせるだけではなく、ときに自身の選択を狭めてしまう恐れもあると思います。たとえば「男性はこうだ」「女性はこうあるべきだ」という価値観を持っている人が、その殻を打ち破るのは難しいと思います。周りの人のため、自身のために生きやすい社会を作るためには、まず自身の心のなかに潜むアンコンシャス・バイアスへの「気づき」が重要なのだと思います。

人権行政研修会に入り、色々な議論を通して多くのことを学ぶことができ、また同時に人権は奥が深く、考え続けることが必要であると感じました。今年度の人権行政研究会は終わりますが、今後も行政職員として働いていく中で、人権について日々考え、学ぶ姿勢を続けていきたいと思っています。

職員 F

今年度より人権行政研究会に参加させていただきました。

人権については、学校での授業やテレビ、新聞などで取り上げられ、尊重されるもの、自分自身でも深く考えなければいけないものだと思っていましたが、今回人権行政研究会で会議や資料作成などを進めるうちに人権侵害にも様々な種類があることやそれを防止する法律があることなどを知り、自分がいままで真剣に人権について向き合っていなかった。向き合おうとしていなかったことを実感する機会になりました。

今後時代が進んで行くにつれ人権の形、種類も変わっていくことも考えられると思っており、その変化に市役所職員としてだけでなく、一人の人間として柔軟に対応できるように今回の経験を生かし、人権について今後も考えていきたいと思っています。

職員 G

今年度より人権行政研究会に参加しました。

私が考えたことは、自分の「立ち位置」です。様々な人権課題がある中で、自分の「立ち位置」がマジョリティ側なのか、マイノリティ側なのかということによって社会の見え方が変わるということ、また、マジョリティ側に立てば、「問題のない」社会が、マイノリティ側に立つと「生きづらい」社会となるということが往々にしてあるということについて、改めてその認識を深めました。

昔、職場の先輩と「困難を抱える子どもたちへの支援」について話をしていた際、「『暗い場所』からは『明るい場所』が見える。逆に、『明るい場所』から『暗い場所』は見えない。『暗い場所』から『明るい場所』を眺めている子どもたちをどう理解し、どう支援していくか考えよう」という言葉をいただいたことがあります。「明るい・暗い」というお話が、今回の研究会の「マジョリティ・マイノリティ」という課題意識に、自分の中で結びついたように感じました。

「マイノリティ側が自分たちで解決したらいい」ではなく、自分としてどう理解し、どういう「立ち位置」をとるのかということについて、今後も考え続けていきたいと思います。

職員 H

今回初めて、人権行政研究会に参加させていただきました。改めて「人権問題」について考えることができとてもよい勉強になりました。特に「インターネットによる人権侵害」については、私が子どもの頃や学生の頃にはなかった問題で、きちんと向き合ったことがなかったためとてもよい機会になりました。

この研究会を通して一番印象に残っているのは、小中学校の同級生が大人になり、差別するような行動や発言をしてしまうようになっていたという体験談です。同じ時期に同じように学校で学んでも、差別するような考えになってしまう人がいるということにとっても悲しい気持ちになりました。そして何がきっかけでそのような考え方になってしまうのだろうとも思いました。大人になってから考え方をかえるのは簡単ではありませんが、これからの子どもたちが何も考えなくても、「差別はダメ」があたりまえになるよう私たちができることがたくさんあるのではないかと思います。

職員 I

今年度より人権行政研究会に参加し、その中で特に印象に残ったのは「マジョリティの特権」という言葉です。自分が優位な立場にいることに無自覚で実は目に見えないゲタを履かせてもらっているというものです。

私が本研究会にてLGBTQについて調べていく中で、まず驚いたのはその割合でした。問題の深刻さは人数によって左右されるものではありませんが、現在では約3%~10%とされています。これは、自分が想像していたよりも高く、他の問題と同様、差別や困難は普段隠れているということを改めて感じると共に、自分自身に無自覚の「特権」がどれだけあるのかを考えさせられました。

LGBTQの定義については、著名人のカミングアウトやSDGs、法整備などにより、年々認知が進んでいると感じますが、社会が当事者のとまどいや困難、不安について理解しているのか、受け入れられているのかは別の話だと感じます。不条理や壁への理解は、想像だけでは限度があり、当事者の声を聞いて初めて気づくことも大いにあります。知っている・知らないの差は大きく、まずは、「特権」の存在に気づき、学び考える必要があると思いました。

職員 J

人間は誰しもが平等に権利を持っていて、性別や出生のように、本人の努力ではどうすることもできない要因による格差は生まれるべきではない、ということは念頭に置いた上で人権行政研究会に入りました。実際に学んでみると、知っていたつもりだったが実際には表面の内容しか知らないことや、難しく捉えすぎていたが内容を調べていくと案外身近なもので理解しやすいものであったことなど、幅広く、深く学ぶことができたように感じます。また、「無意識」というものがいかに厄介で、格差解消のための障壁になっているかについても改めて実感することができました。今回、人権を学び人権に対する理解が以前よりは深まった私が次にやるべきことは、自分の周囲に広めていくことと感じています。そのためにまずは、「気づく」ことから始めていこうと思いました。

職員 K

研究会での調査活動を通じて、また他班の調査内容を見て、表面的には知っていると思っていた問題についても、常に意識してアンテナを張っていないとキャッチしそびれていることがたくさんあり、自身の勉強不足を痛感したと同時に、この研究会をきっかけに人権問題に関するニュースへの関心が高まったように思います。インターネットで検索すれば目的の情報が簡単に得られてしまう時代、それはそれで便利を感じる一方で、目的以外の情報に接する機会が減ってしまっていると感じており、自ら積極的にいろいろな問題に対してアンテナを張っておくことの大切さを改めて実感しています。

また、今年 30 周年を迎える箕面市人権宣言について、改めて全文を注意して読んで感じたことは、とても素敵な言葉であふれているということ、しかしながら残念なことに日頃これを意識して生活できている職員・市民は自身も含めてどれぐらいいるのだろうかということです。私自身、日々忙しく過ごしていると、恥ずかしながら日常業務の中で人権問題について深く考える時間を十分に持てているとは言えません。しかし、人々の人権を守ることは、公務員の責務の一つでもあると、今回人権行政研究会に参加して改めて深く自覚したため、今後より一層心に留めて職務を全うしたいと思います。



職員 L

箕面市人権宣言のことは職員研修で聞いたので知っていましたが、普段の業務で意識することはなかったので、30周年の節目の年に、人権行政研究会に参加し、改めて箕面市人権宣言を学ぶことができ良かったです。数年ぶりに人権宣言を読み、「涙をこぼすことがあってはならない」という言葉で、私自身がこれまで「人権」に関して考えたり経験したことを思い出し、様々な思いが込み上げてきました。だれひとりとして「人権」を踏みにじられてはいけなと強く思いました。

この30年を振り返り、社会の変化とともに社会を取り巻く人権課題の変化を感じました。特にインターネットの普及は、30年前では考えられなかったことで、生活が便利になった反面、インターネット上では、差別や誹謗中傷といった深刻な人権侵害が生じています。匿名で自分の意見が気軽に発信できるため、自分に悪意がなくても加害者になってしまったり、傍観していることが加害行為に加担していることになると思いました。

今回のレポートで取り上げた人権課題が、今後、どのように変化するかは分かりませんが、その時々の人権課題に対して、自分には関係ないと思うのではなく、想像力を働かせて行動していきたいと思いました。



おわりに

- ◇今年度は「箕面市人権宣言」が採択されて30周年を迎えました。研究会では、この宣言の趣旨を次の世代につないでいくための方策について意見を交わしました。
- ◇採択当時を知る職員も減少している今、市職員が改めて「箕面市人権宣言」の文章を読むことで、人権について考える機会とすることを目的として職員アンケートを実施しました。「宣言」に触れる中、採択に関わった人たちの熱い思いやその意義について、改めて職員全体が認識を深める機会となりました。
- ◇また、研究会では5つの人権課題を取り上げ、この30年間の人権課題の変化について振り返りを行いました。この間、様々な施策が講じられ改善された点もありますが、まだ解決には至っていなかったり、新たな形で問題が発生していたりするという現状があります。
- ◇人権課題の解決に向けては、誰もが「箕面市人権宣言」の趣旨を心に留め、「だれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすこと」がないように、意識・行動していくことが大切であると考えています。市民の皆様におかれましても、本レポートについてのご感想やご意見等を身近なかとと共有いただき、深めていっていただけることを願っております。



資 料



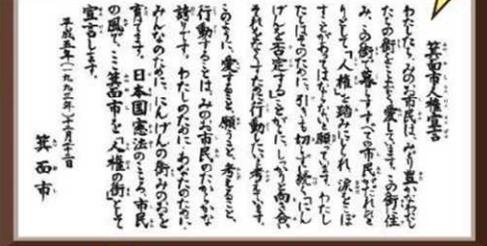
個人権施策室 ☎724・6720 ㊟725・8360

「箕面市人権宣言」採択から 30周年を迎えました

全文は、市ホームページ(QRコード)からご覧いただけます。



今年が「箕面市人権宣言(右記参照)」採択から30年、「箕面市人権のまち条例」制定から20年という節目の年です。この宣言、条例づくりや、その後の啓発活動に大きな役割を果たしてきたのが箕面市人権啓発推進協議会(以下「人権協」)です。人権協は「人権の市民応援団」として、らいとびあ21を拠点に、人権の各テーマについて市民主体の啓発活動を行っています。今回は、人権協メンバーによる座談会を通して30年を振り返り、活動への想いや、次世代に伝えたいことなどを紹介します。



～30周年記念企画～ 人権協メンバー 座談会



写真左から藤原秀子さん、須貝昭子さん、仲野公さん、丸岡和之さん、笹川実千代さん、小野啓輔さん

「多様性を尊重する世の中に」
藤原秀子さん 箕面市教職員会の会長
昭和47年の沖縄返還以前は、本土に渡るのもバスポートが必要で、沖縄出身と声高に言えませんでした。それは返還後も続き、私が小学校で教職に就いていた頃、運動会の演目に「エイサー」を取り入れたところ、保護者からクレームを受けました。しかし、子どもたちが「生懸命踊る姿を見て」「ごめんなさい」「感動した」という言葉をもらいました。多様性を尊重し、マイノリティの暮らしが保障されることを願うとともに、日々自分の感性を磨くことに精進したいものです。

「若者などの視点から課題発信を」
須貝昭子さん 市民活動フォーラムの理事長
市民活動をしているかたは、前向きで魅力的な方が多く、人権を、人としての身だしなみ、と捉え、多様な生き方を認め合い、周りの幸せを考えて活動されています。そんな想いを、私たちが今まで感じてきたことを次世代にどうパトナタッチしていくかが大切だと思います。昨年の人権フォーラムで登壇した大学生が、部落差別を生む土壌について自ら調べて展示を行ったように、若者の視点から課題を発信していくこともポイントになると感じました。

「実体験を伝えていくことが大切」
仲野公さん 人権協相談役
私は、萱野文化青少年会館(現らいとびあ21)で働きながら地域の人と関わる中で、部落問題を「から勉強しないといけない」と思いました。人権宣言が採択されて30年。改めて人権についての啓発冊子などを作るとともに、人権協で続けている東日本大震災の被災地訪問のように、自分の目で見て実際に体験したことを、多くの人に伝えていくことが大切だと思います。

「いつも堂々と胸を張れば良い」
丸岡和之さん 萱野自伝会長
子どもの頃は、北芝の住所をすつと隠してきました。今はこの地域が大好きで、その魅力や文化を子どもたちに伝えるため、和太鼓を通じた啓発活動に取り組んでいます。子どものはっぱに書かれた「北芝解放太鼓保存会鼓吹」の意味を知り、参加を辞退する保護者もいましたが、差別に負けず、堂々と太鼓を叩く姿を見てもらおうと頑張り、全国3位になったときは本当にうれしかったです。何があっても部落から逃げなければならない、堂々と胸を張っていれば良いと次世代に伝えていきます。

「多くのかたに人権宣言を知ってほしい」
笹川実千代さん 人権協会長
「箕面市人権宣言」は、子どもの心にも響く文章で、30年を経た今の人権課題にも通じる内容だと思います。改めて、より多くのかたに人権宣言を知ってもらい、人権尊重のまちづくりの歴史や人権協の活動について、多くのかたと共有していくことが大切だと考えています。誰もが自分らしく生活することができると地域共生社会をめざして、今後も活動を続けていきたいです。

「若者にも人権を感じてほしい」
小野啓輔さん 人権協事務局長
障害者の家庭に生まれたこともあり、生活のペースには常に障害福祉がありました。だが、地域の人に助けを求めたい、市役所で仕事をしたりする中で、人権課題に取り組みささまなかと出会い、たくさんの方を教えることができました。人権宣言の採択から30年。仕事でも生活でも、人権のことを話す、語る、分かち合う機会が減っているように感じます。市役所は人権の宝庫なので、市や人権協主催のイベントに参加するなどして、若者にも人権を感じてほしいです。

「多様性を尊重する世の中に」
藤原秀子さん 箕面市教職員会の会長
昭和47年の沖縄返還以前は、本土に渡るのもバスポートが必要で、沖縄出身と声高に言えませんでした。それは返還後も続き、私が小学校で教職に就いていた頃、運動会の演目に「エイサー」を取り入れたところ、保護者からクレームを受けました。しかし、子どもたちが「生懸命踊る姿を見て」「ごめんなさい」「感動した」という言葉をもらいました。多様性を尊重し、マイノリティの暮らしが保障されることを願うとともに、日々自分の感性を磨くことに精進したいものです。

「いつも堂々と胸を張れば良い」
丸岡和之さん 萱野自伝会長
子どもの頃は、北芝の住所をすつと隠してきました。今はこの地域が大好きで、その魅力や文化を子どもたちに伝えるため、和太鼓を通じた啓発活動に取り組んでいます。子どものはっぱに書かれた「北芝解放太鼓保存会鼓吹」の意味を知り、参加を辞退する保護者もいましたが、差別に負けず、堂々と太鼓を叩く姿を見てもらおうと頑張り、全国3位になったときは本当にうれしかったです。何があっても部落から逃げなければならない、堂々と胸を張っていれば良いと次世代に伝えていきます。

はじける ころ Vol.37

箕面市人権宣言20周年によせて 空気と人権考…by:かわのひでただ

箕面市人権宣言の採択から20年。この間、社会の状況は大きく変わりました。情報機器の普及は、情報の速度や質、コミュニケーションのあり方を大きく変えました。一方で、変わらないもの、変わってはいけないものもあります。変わり続ける社会にあつて、平易な言葉で書かれていながら、多くの示唆を得ることができるこの宣言を起草した、箕面市人権啓発推進協議会の河野秀忠さんに、改めて、人権について寄稿いただきました。

人間は、不思議な生き物だけでなく、生物の一種には違いない。当然のこととして、人間は、ひとりでは生きていけない。だから他の動物と同じように、生き、敵から身を守り、種を存続させるために人間の共同体、つまり社会を創り出した。

人間は、不思議な生き物だけではない。生物の一種には違いない。当然のこととして、人間は、ひとりでは生きていけない。だから他の動物と同じように、生き、敵から身を守り、種を存続させるために人間の共同体、つまり社会を創り出した。

事の起こりは、「社会を創り出した」時から始まった。社会を創ると、身を守り、種を永続させることができる便利な一面はあるけれど、副作用も伴う。二ワトリでもサルでも、囲われる環境でエサを与えられると、自然界に生活していた時と違って、エサの分配を巡って、ボスサルや、グループの中に、階層や階級が組織され、グループ間のいさかきや、権力闘争が生まれる。

人間の社会では、国、地域の対立として、戦争が起こり、「能力主義」という副作用が姿を現した。よく働き、多くのモノを生産する人間が権力を握る。その対局にいる、あまり働けない人間、氏素姓の確定していない人間、障害、性、門地、出身、宗教、学歴などなどを理由に、支配と差別で線引きをする社会が現出したのだ。

「税金という公平性の担保」を提
供することであった。
ふたつ目の「税金という担保」
は、制度導入で比較的容易なこ
とであったが、制度であるがゆえ
に、それを運用する「政治」が問
題になる。政治の役割を担うひと
によっては、税金を「戦費」に変
身させて、戦争を始めるやからも
現れた。

「あなた
んだか漠然としていて、あなた
には人権がある」と語られても、
確信を持つことがなかなか出来に
くい。しかし、確かなことは、ボ
クにも、あなたにも、自分のこと
として、人権を備えていることな
のであり、それは、お互いに侵し
てはならない権利なのであるこ
と。

ろにしかない。地域や保護者の思いと学校を結び付け、解決の仕方を一緒に考える組織づくりやシステムづくりを各校園で進めている。

永田 宣言にあるように、愛すること、考えること行動することという機会を私たち大人が子どもたちとどう味わっていくか。そのために多くの人がつながっていくことの大切さをこの宣言は言っている。

河野 学校は特別な空間に思うけれども、そこは保護者も先生も責任は半分ずつある。それぞれが話し合いながら責任を全うしていくことが大事。

八木 保護者と先生が責任をぶつけ合っても仕方がないわけで、責任をつなぎ合わせる場が必要。住民教育委員会でもいいのか、それらしきものをつくればいいのか。

永田 学校と保護者があまり重たくなり、話ができる場があるといい。

八木 人間を否定することからまっすぐに向き合う…というところが肝要。不合理や差別は世の中に渦巻いている。それに異議申し立てできる力を育てることが重要だと思う。それが生きる力の重要な部分だと思う。そのために教室、地

域の中で従来の人間関係をつくり直すことが必要。宣言を今の教育に重ねた時、みなさんが大切だと考えることは？

河野 人権は他者に関わっていく好奇心。それが大人にも子どもにも求められている。人に興味を持つこと。

松岡 『だれひとりとして「人権」を踏みにつられ、涙をこぼすことがあってはならない』とあるが、こういう人を見つけれられる、理解できる先生であってほしいと思う。

上田 人権問題は当事者に関わっている他の人が話さないと意味がない。人権を踏みにつらさってどういう行為なのかについて、社会全体が鈍感になっていくように思う。親が分かかっていなければ子どもに伝わらない。宣言を久しぶりに読み返すと、松岡委員と同じ部分で勇気づけられた。味方がいるというか孤立していいのではないと感じた。人権はマイノリティのための言葉ととらえられていないか。人権は在日外国人や障害者のための言葉でなく、みんなに関係があるみんなが持っているもので、それにマジョリティが自分で気づけるようなことが必要だと思う。

永田 私も含めて「辛いなあ」とならないように毎日を工夫しよう考え

ようというのがこの宣言。すごく分かりやすい表現で、そういう情景が浮かぶ。自分が泣いているときにおかしいと考えられるきっかけになったらいいなあと思う。

河野 知らないことは罪だと思う。人の痛みを知ろうとする好奇心を持って人の痛みに近づいていくことが大切。



箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をこよなく愛しています。

この街に住み、この街で暮らすすべての市民が、だれひとりとして「人権」を踏みにつられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。

わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定する」ことがらに、しっかりと向き合い、それをなくすために行動したいと考えています。

このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。

わたしのために、あなたのために、みんなのために、にんげんの街みのおを育てます。

日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

平成五年（一九九三年）
十二月二十二日 箕面市

● 箕面市人権宣言 20 周年 学習会 ●

今年、本市の人権宣言ができて 20 周年にあたります。その成立の経緯についてご紹介した前号(35号)を受け、箕面市人権教育推進会議が学習会を開きました。
人権宣言のころをもとに、今の社会や学校について話し合った内容を抜粋してお届けします。

八木会長 皆さんよろしくお願います。私は、社会の中の差別を減らし続けていくことや、個々の差別をなくすことはできません。差別という仕組みの総体をなくすことはできないと思っています。そのうえで、それを一つずつ減らしなくしていくためにどう行動していくかが肝心だと考える。みなさんはどうお考えか。

河野 障害者運動に関わってきて、障害というものを世の中の人に理解してほしいと願う一方で、完全に障害者が理解される社会など夢想だに思いません。現実には、出生前診断でダウン症の子どもが中絶されるケースが増えている。社会的モデルとして障害者が認められていても、そういう子どもを産んだら社会的不利益をどれだけ被るかを知っているからこそ中絶する。そういう意味では差別は厳然としてある。

若狭 自分の子どもは社会性やコミュニケーションをとることが苦手なのだが、優しい心や愛情は計り知れないくらい大きくて、子育てを通じて、子どもに助けられていると感じている。障害があることにに対し、悲壮感や大変というネガティブなイメージを持つ心が悪いと責めるつもりはない。障害のある人が身近にいない人は単に知らないだけなので、この幸せな気持ちのみならず共有したいと思う。

河野 家の中では何の不自由もない。家の扉を開けて外に出たとたん、障害はいらないという社会の側の圧力がかかる。若狭さんの感じていることを社会の人が理解するのは難しいが、少しずつでも偏見や差別をなくすることはできると思う。僕は障害者が働く事業所を運営して

いる。障害者が社会的に認められないのは経済力がないから。お金を持っていないから使えず、地域社会の経済の中に自分を位置づけられない。その現状にちよっとでもいいから風穴を開けたいと思ってやってきた。最低賃金を支払うのがやっとだが、障害者が地域で働くことが一定の風景になってきたと感じている。

八木 一方で、一昔前だと障害児と呼ばれなかったような子が、障害児と近とでも増えている。

若狭 人のできることはそれぞればらつきがあるが、平均値を大幅に逸脱すると集団生活を送るうえでちよっと「めんどくさい子ども」になる。それで発達障害というカテゴリーになる。想像力を豊かに接すると非常に理解しやすのだけれど、そこまで一人の人のことに時間をかけられないので、「その子が社会に適応するために」という説明でもって、子どもの方を矯正しようということになる。学年が進むにつれ、そういういったことを感じるが増ええてきた。

上田 どの先生、どの学校も同じというわけではないと思う。直接接した先生によってすごくやり方が違っ

ように感じる。そうでなくて、制度やシステムなどによって、どの学校に行ってもだれが担当になっても同じような状況で受け入れてもらえるようになるべきだと思う。

松岡 箕面市は箕面子どもステップアップ調査など、教育にすごくお金をかけているが、人権教育、人権宣言を大切にして、子どもたちの心も育ててほしい。ある授業を見ていたところ、落ち着いて学習できない子どもたちが何度も注意される場面があった。そういう子どもたちの気持ちや、なんで動いてしまうのか、なんで先生の言うことを聞けないのか。聞いてもらうためにどうしたらいいかということを考えられる先生や学校であって欲しい。

佐藤 一人ひとりが大切にされる学校文化を築くことに、多くの教職員が心を砕いているけれど、うまくいっている事例とうまくいっていない事例が（現場には）ある。また、箕面に限らず、障害のある子へのいじめ現象が問題になっている。学力ばかりが評価されるような風潮になると、勉強できない子がいじめられるという構図ができる。いじめ問題の責任の所在がだれにあるかといった責任論ではなく、本場の解決は、先生と保護者と地域が手を結ぶとこ

今年日本でも、障害者差別解消法ができました。差別解消という文言が法律に明記されるなんて30年前にはまだ考えられませんでした。理想は少しずつでも実現している。教育は希望や夢を伝えていくものだと思うし、学校の先生はそういうことを語ってほしいなと思います。



座談会に参加して

「コーディネート…する必要もなく、激動の時代の情景が思い描ける座談会でした。」

「いい時代であった」というくだりがありました。今の時代も希望はあると私は考えています。

それは、この宣言が、その「コ」が、箕面の街に、いたるところにあふれているからです。座談会の中でも感じた当時の勢いは明らかに減速してはいませんが、決して無くなっているわけではありません。今回はその具体的な取り組みにつ

語句説明

人権協：箕面市人権啓発推進協議会の略。市民主体による人権擁護や、人権意識の啓発啓蒙活動を行う各種団体による協議会。1978年に発足。

労セン：豊能障害者労働センターの略。福祉としての保護、訓練指導ではなく、障害者の労働の場の創出をめざし1982年設立。事業収益と市の助成により、現在8店舗を経営。

総合計画：地方自治体のまちづくりの将来像やめざすまちの姿、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもの。

地対財特法：地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律。被差別部落の劣悪な生活環境などを改善するために設けられた。同和对策事業特別措置法の後継として、同和对策の直接的な根拠法となっていた。2002年失効。

ては紙面の都合上割愛します。」

ただ、私自身が課題と感じたことの一つは、「人権」についてつなぐ役割や枠組みが、あまり見えてこない点です。どことだれとつながり、宣言に謳っているように「行動」を起こしていけるのでしょうか…。つと憂いていても仕方ないので、まずは、今回の座談会のように様々な実践を学び対話をする場をつくるのも方法の一つだと思いました。箕面において初めてうかがうことも多かったのです。

1993年9月に箕面市人権宣言制定要求推進協議会が結成集会を行い、同年12月には宣言として箕面市から

発表されています。市民の手で署名を28598名も集め、議会に提案され可決されました。ほんの2か月でできることは到底思えないのですが、そのころの勢いや「オモロイこと」緒につながってやっていこう」という人つながりは辿りなおしていきたいと心新たにしました。

そして日常の中に根付いている「人権の街 箕面」です。ここまでを誇りとし、多様な方々と「緒に、この宣言を読み解き、今の箕面を見つめなおし」キラキラするみのおってどんなん？」とわくわくしながら未来を描いていきたいと思えます。

「この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして「人権」を踏みじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定すること」がらに、しっかりと向き合いそれをなくすために行動したい。」私が大好きな部分です。常にその思いをもって未来の担い手である子どもたちといっしょにだれも涙をこぼさないということについて考え行動していこうと思えます。

人権教育推進会議市民委員

永田千砂



うとしたものです。

芝 芯になっているのは地方自治という考え方ですね。その自ら治めるという発想から国際交流協会や障害者事業団ができました。障害者事業団に10億、国際交流協会に5億という基金を設定して、「市民みんなでやってください。行政はお手伝いをします。」という形をとりました。

河野 今でも障害者事業団を持っているのは箕面だけ。これは行政の巧みなところ。

芝 行政がすべてはできませんからね。

河野 行政の中で自治の概念が強くあって、市民が必要と感ずるなら市民がつくりだすことが自治法ではないのかという発想から、市民発の人権宣言ができた。

芝 当時の市長が力を入れた結果だったと思いますが、人権宣言（1993年）の後、まちづくり理念条例や市民参加条例（ともに1997年）、人権のまち条例（2003年）などが、市民、職員のとっかかりとした議論をベースに条例化されています。人権宣言は箕面が変わっていく節目、きっかけかなですね。

〜書かれているのは、権利を阻害されている子ども〜

永田 「教育」とのかかわりは？

河野 統合教育、共生教育が広く言われる前から、箕面では地域の子どもは地域で育てるということが取り組まれてきた。これは評価すべきこと。ただ、人権宣言は子どもにも読めるようにという発想で作ったのだが、あんまり使ってもらっていない。

芝 今の教職員は世代交代も進んでいて、同和問題や当時の時代背景などを充分に知らない世代も増えてきているが、虐待やいじめといった課題を含め、権利を阻害されている子どもたちについてはこの宣言に書かれているわけだから、立ち位置を工夫すれば活用できると思います。

〜理想を値切りず 具体化して〜

永田 最後にうかがいます。当時想像した未来に今はなっていますか？

芝 当時思い描いていた状況にだいたいなってきたと言えるかと

思います。少なくとも悔いは残っていませんね。

河野 障害者問題についても、工レベーターが普及する以前は、階段の前で声をかけてくる市民も多かったけれど、バリアフリー化が実現するとだれも振り返らなくなりました。願いがかなうということ。は次の舞台を求めていくこと。

小野 人権というものに完成とか終わりはないのだと思います。理想は値切りず掲げ続け、人権を、具体的な生活の中で、一つひとつ実現していくのが福祉だと河野さんに教えていただきました。差別がなくなる社会は理想だけれど、そうならないにしても、差別を見逃さない社会をめざすことは必要だと思っています。



小野啓輔さん

▼関係年表▲

- 1978 人権協発足
- 1982 市民人権意識調査開始
- 1985 箕面市非核平和都市宣言
- 1986 第三次総合計画 第一回「いつさいの差別を許さない 箕面教育・保育研究集会」
- (現) みのお市民人権フォーラム
- 1987 トッキの会発足
- 1988 ヒューマン・コミュニティ 啓発事業開始
- 1989 庁内差別事件
- 1990 箕面市障害者事業団設立
- 1992 箕面市国際交流協会設立
- 1993 箕面市人権宣言
- 1994 人権文化部発足
- 1995 人権文化センターオープン
- 1996 みのおライブラザオープン
- 1997 まちづくり理念条例 市民参加条例制定
- 1999 非営利公益市民活動促進条例制定
- 2000 箕面市人権施策基本方針策定
- 2003 箕面市人権のまち条例 パオみのお移転反対 「施設コンフリクト」
- 2005 箕面市人権のまち推進基本方針策定
- 2011 箕面市人権のまち推進基本方針改訂
- 2012 箕面市人権協同人材バンク 「ヒューマンネットワーク21」発足 新箕面市人権教育基本方針策定

人権協15年の歴史の賜物

永田 宣言ができるまでの経緯を教えてください。

小野 僕が市役所に勤めたのは、河野さんたちが労セン（注）を立ち上げたころ（1982年）で、そのころには人権は行政の柱にきちんと位置づいていたと思います。逆に、その前にはすごい運動があったんでしょうね。

河野 人権協（注）の初代会長の故笹川俊彦弁護士が「私が責任を取るから、したいことをどんどんしろ」という感じだったので、若い者が跳ね回るように運動していました。

今考えればいい時代だった。景気も税収も右肩上がり、行政の若手が仕事をなんでもさせてもらえ、たし、われわれ民間も「いっちょやっただろうやないか」という気構えだった。それがちょうど合ったのだと思う。

小野 1980年代、人権尊重の機運が大きな盛り上がりを見せました。箕面では、部落解放運動というメインストリームに障害者解放運動がジョイントして運動が一気に進んでいきました。男女雇用機会均等法の制定や女性差別撤廃

条約の擁護、反人種差別や在日外国人の指紋捺捺拒否の運動があったのもこの頃。1987年にはトッキの会（箕面市在住在日韓国・朝鮮人保護者の会）が発足しています。

よく4大差別と言われるそれぞれの分野で、人権協の啓発研究部会が立ち上がりました。様々な市民と行政の多様な取組により、相乗効果が生じていたようなイメージがあります。

芝 人権宣言は、1978年に人権協ができてから15年の歴史の賜物ですね。当時、人権協にはあらゆる団体が入っていた。農協、消防団、企人協（箕面企業人権啓発推進員協議会）、自治会、PTA、コミセンなどです。人権協の面々が人権をベースにした市民の活動をつないでいくという理想がありました。

小野 行政でも、市政の方向性を示す第三次総合計画（注）の第一の柱に人権が位置づきました。「豊かな人間性を基調とした人権尊重の市民社会をめざして」という基本目標は、今の総合計画にも根づいています。人権というのはまちづくり全体を通じた基本理念なんだという発想は、このころに

形づくられたと思います。

市民28598人の署名

永田 宣言が生まれるまでに苦労されたことは？

河野 市民と行政が人権宣言制定委員会で議論を重ね、ボクが素案を書いたものをもとに、賛同署名を集めた。署名は議会に積み上げた時に有無を言わせなくらいの数がある。市長の選挙の得票よりも上を行こうというのが市民の思いだった。

芝 人権宣言を考え、制定の議決を求める署名をそれぞれの団体が競うように集める過程で、人権問題に取り組む様々な団体が一つになれました。

河野 集まった署名が28598人分。無我夢中とはあのことやね。

芝 他市は行政が提案をしたが、箕面市は市民の知恵でできたわけです。

人権と自治を

ともに進めるといふ理想

永田 宣言ができた後の取組を教えてください。



芝 真勇さん

小野 1993年の人権宣言の2年後に、萱野中央人権文化センターがオープンし、10年後に人権のまち条例ができました。その間、人権文化部ができ、ライフプラザもオープンし、NPO法や介護保険法、人権教育・啓発推進法の成立や地対財特法（注）の終了など社会も大きく動きました。

芝 人権文化部は大きな仕事をしていますね。箕面のまちの根幹を作り上げているわけです。

小野 人権文化部の源となる人権自治推進課では、自治会、コミュニティセンターや箕面まつりを担当しました。まつりづくりを通じて人権と自治の両方を進めるといふ理想を具現化しよ

▼箕面市人権宣言20周年記念座談会▲

今年は、本市の人権宣言ができて20周年にあたります。はじけるころでは3回にわたって人権宣言に関する特集をおとけします。

第1回目は、宣言を策定した当時の状況や、策定に関わった人たちの思いを伺った座談会の模様をお届けします。

協力いただいたのは芝寅勇さん（元箕面市助役・元箕面市人権啓発推進協議会長）、河野秀忠さん（箕面市人権啓発推進協議会事務局長）、小野啓輔さん（箕面市健康福祉部長）のお三方。コーディネーターは人権教育推進会議市民委員の永田千砂さんです。

人権課題を個別に表現しない、小学生でもわかる宣言

永田 いきなりですが、人権宣言ってどんな感じですか？

河野 当時、人権宣言がはやって、あちこちの市で出されていた。

芝 箕面は市民が考えてつくったから、時間はかかったけれど、こういった内容にすることができました。

河野 先行してつくられていた他の市の人権宣言は、行政が起草するものだからよく似ていて「部落差別を始めとして…」という調子に

なる。「部落差別が始めなら終わりなんや」と議論をしたことを覚えている。

小野 問題別に啓発をしていくだけでは、その人たちだけの問題、かわいそうな誰かの問題、私には関係がないというように受け止められてしまうことが課題でした。

河野 宣言をつくる時に大切にしたのは、人権課題を個別に表現しないことと、小学生でもわかるようなものにしたということ。差別をなくそうということではなく、差別を生み出していく市民意識とか行政意識にストップをかけるようにという思いで原案を



河野秀忠さん

書いた。

小野 庁内でも、ヒューマン・コミュニティとか「人権文化」といった言葉で、差別問題を越える大きな人間性とか、人権の豊かさ・魅力とか、差別や偏見にとらわれない考え方や生き方、人の痛み・苦しみ、社会の矛盾に向き合う生き様といった議論が活発にされるようになりました。

芝 他市の人権宣言は人権「都市」宣言や人権「のまち」宣言となってますが、箕面のもは、そういった発想から、あえて、単に人権宣言となってます。

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をこよなく愛しています。

この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして「人権」を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。

わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定する」ことがらに、しっかりと向き合い、それをなくすために行動したいと考えています。

このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。

わたしのために、あなたのために、みんなのために、にんげんの街みのおを育てます。

日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

平成五年（一九九三年）
十二月二十二日 箕面市

はじけるころ ●みのおから世界へ！ 人権文化の花束を！



左から河野秀忠さん（当時の人権啓発推進協議会事務局長）、百々裕子さん（当時の人権啓発推進協議会副会長）中井三喜男さん（当時の人権推進課長）芝 寅勇さん（当時の人権文化部長）前田 功さん（当時の解放同盟北芝支部書記長）

●座談会に参加して

伝えつなく 人権教育推進会議委員 渡辺 由美

今回、平成5年（1993年）12月に「箕面市人権宣言」が制定された経過を聞きながら、当時を思い起こしていました。

制定の2年前には湾岸戦争があり、毎日のように戦争の惨状が映像で伝えられるなか命の重みについて、また箕面でも人権を踏みしめるような事象があり、戦争ではないけれど真から平和といえない現状にあることを、子どもたちにどのように伝え考えさせようかと思いついていました。そんな時に「箕面市人権宣言」を目にし、この文面を題材に身近なことに目を向けさせ、人権について考える授業を行いました。

それまで、日本国憲法に謳われている基本的人権を伝えても、今ひとつピンとこなかった子どもたちにとって、この宣言文は子どもたちの響き、「にんげんを否定」という言葉ひとつからいろいろなることを思い起こすことができました。国民としての意識の前に、市民としての意識をもち、自分たちができることがあるという発見もありました。何より、授業者としての自分自身が目の前にある人権について真剣に考える機会となりました。

「箕面市人権宣言」制定から7年後、平成12年（2000年）8月には、「箕面市人権教育基本方針」が制定されました。「教育の光とともに、ささゆりを手に、あついな々の心で、みのおから世界へ！人権文化の花束を！」と謳われています。

「箕面市人権宣言」も「箕面市人権教育基本方針」も関わった人たちの思いがいっぱいつまった宝ものであり、「人権の街」を誇り、人権文化を創造し続けることが箕面の地で脈々と息づいていることを学校や地域などで実感しています。

今回、この座談会に参加し、制定までの経緯やご苦労を聞き、改めてこの宝ものを今の若い世代へつなげることの大切さをひしひしと感じています。

「箕面市人権宣言」についての座談会に参加して

人権教育推進会議委員 竹網 珠衣

箕面市の人権宣言の成立について、当時の方々の話をうかがうという貴重な体験をさせていただきました。市民が作成し提案されたという「箕面市人権宣言」は、子どもたちにもわかるような表現を用いられています。行政が作る文面のような硬さを排除し、「愛」という言葉も織り交ぜながら作成されたこの文面に対し、中学生たちは共感し、自分たちの日常と重ねてみることでできます。ということは、この「宣言」の内容が、市民の市民による市民のためのものであるといえるのではないのでしょうか。

この「宣言」は学校の中で学級作りの基本として、小学校版や中学校版の「学級人権宣言」に書き換え学級目標として掲示し、日々子どもたちに学級作りの大切さを自覚してもらえないでしようか。自分を大事にすること、友達を大事にすることを日々考え、行動できる子どもたちを育てる柱になると思います。子どもたちの命を脅かすような事件やいじめ報道を見ていると、今一度この「宣言」に書かれた言葉、その意味をていねいに子どもたちに伝えていくことで、自分自身や仲間を守る人権意識のある箕面市民を育てていけるのではないのでしょうか。

座談会の中で、同和問題をはじめとする人権問題云々という言葉を入れなかった点について、「はじめがあるなら終わりは何なのか」という一言いうようになってしまいました。日本における人権問題に関わる人々の意識を高め、様々な差別問題の解消を牽引してきたのは、紛れもなく部落問題の解決に向けた運動でした。しかし、いまだに部落問題も解消されたとはいえず、さらに新たな人権侵害がひきを切らずに起こる現在です。人権課題に始めも終わりもなく、一人ひとりの人権侵害に対する怒りへの共感と解消への知恵と行動が、今こそ求められる時代なのだと思います。

箕面市の主な人権施策について

- 1948年「世界人権宣言」
- 1966年「世界人権規約」
- 昭和44年（1969年）「箕面市同和教育基本方針」
- 昭和56年（1981年）「箕面市障害児事業十カ年計画」
- 昭和57年（1982年）「箕面市障害児教育基本方針」
- 昭和60年（1985年）「箕面市非核平和都市宣言」
- 平成4年（1992年）「箕面市在日外国人教育の指針」
- 平成5年（1993年）「箕面市人権宣言」
- 平成6年（1994年）「人権教育のための国連10年」
- 「箕面市立人権文化センター条例」
- 平成8年（1996年）「箕面市福祉のまち総合条例」
- 「箕面市障害者市民の長期計画（みのおNプラン）」
- 平成9年（1997年）「箕面市まちづくり理念条例」
- 「箕面市市民参加条例」
- 平成11年（1999年）「第4次人権施策基本方針」
- 「箕面市子ども条例」
- 平成12年（2000年）「箕面市人権教育基本方針」
- 平成15年（2003年）「箕面市人権のまち条例」
- 平成16年（2004年）「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのおNプラン）」
- 平成17年（2005年）「第5次人権施策基本方針」

人権の宝島

さかそう 子ども笑顔 箕面市人権宣言15周年
市民の力でつくられた人権宣言 箕面市人権宣言にかかわって

昨年12月に、箕面市人権宣言が制定されて15周年をむかえました。そこで10月24日(水)に、その人権宣言に関わった方の中から5名の方に集まっていただき、座談会をもちました。箕面市人権宣言をつくるときの苦労話や、多くの市民からの署名があつまってできた経過などを話していただきました。



◆2万8千人の署名でつくられた人権宣言

○この人権宣言が作られた年は、ちょうど世界人権宣言から45周年という年でした。

○ちょうど市長選挙があり、選挙中は署名活動が難しいので、9月から10月の2ヶ月間に集中しておこなわれました。人権宣言の原案を事務局としていろいろ作りましたが、「行政のことば」となってしまう。結果的に市民委員がやわらかい言葉で書いたものが採用されました。

○当時は、大阪府内でもさまざまな「人権擁護宣言」が策定されるなど時代の風を感じていました。役所の方がいろいろな市町村の資料を集めてくれました。事務局から出た案は、他の市町村のとはよく似ていました。「同和問題をはじめとする人権問題」という言葉に対して、「はじめがあるなら終わりは何なのか」という意見もできました。

○箕面らしさを取り入れたいと思い、原案を書きました。小学生でも読めるように考えました。人権宣言そのものよりも、署名をお願いする文章の方が苦労しました。箕面では人権については、部落解放運動が支えてきたと思います。

○各自治会に嘆願書をもっていつて署名してもらいました。最終的に集まった署名は28,645名となりました。

ました。そしてときどきしながらその嘆願書をもって箕面市長に会いにいきました。当時の市長は協力的に話をきいてくれて嘆願書を受け取ってくれました。○12月の市議会の最終日に議決されました。それが、平成5年(1993年)12月22日です。その後、らいつとびの前に人権宣言のプレートが建てられました。

◆人権宣言が制定されてからの箕面市

○議会では反対意見もありましたが、庁舎内で起こった差別事件など差別の現実があることと世界的な流れがきっかけとなってこの人権宣言はつくられました。また、行政ではなく、市民が自ら人権宣言を書いて提案できたということも大きな意味を持っています。さらに、これがバックボーンとなり、人権文化の創造していくきっかけにもなりました。「ヒューマンシティみのお」「ヒューマンフォトコンテスト」などの企画が次々に生まれました。この人権宣言はいろいろな人が集まって人々の協力できたものです。そのことが、市民に訴えることになったと思います。その後、「箕面市まちづくり総合条例」「市民参加条例」等次々に策定され、市民中心とした進んだ政策や教育がおこなわれてきました。○多くのPTAとコミセンの利用者の協力があった人権宣言の署名は集められたものでした。市民の協力で

できたものであり、できるだけわかりやすい形で市民のみんなに届けていくために、学校はもちろんコミセンなど箕面市内のすべての公共施設に設置することになりました。各学校にも玄関などに掲げられていると思います。

◆人権宣言の持つ意味とは……

○当時の日本は細川内閣成立など「新しい風」が吹いていたときでした。「縦割り」ではなく「横の連携」をすることがトレンドとなっていく世の中の風潮があり、部落問題、在日朝鮮人問題、障害者問題など、いろいろな人権の問題に対して、この人権宣言の言葉は生きていくものとなっています。市民の中のそれぞれの運動団体が、自分たちのためだけではなく、市民のために何ができるのかということがあったからできたと思います。このようにこの人権宣言は、普遍性があり、公と民の役割をもったもので、「みのおらしさ」という独自性をもつものです。行政と市民の両方のやる気がないとできない事だと思えます。11万人の内の3万人の署名を集めたということは大変大きいことです。井戸端会議で人権についてしゃべるなど「人権」が身近なものとして世間話の中で伝えていったということです。

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕 面 市



☆編集スタッフ・人権行政研究会

* 箕面市人権行政推進本部会議のもとに設置

* ①人権担当と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④人権情報紙の作成・編集その他、を目的として活動

印刷物番号

5-20

令和6年(2024年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

(事務局：箕面市人権文化部人権施策室、

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室)

発行：箕面市人権文化部人権施策室

〒562-0015 大阪府箕面市稲1-14-5

TEL：072-724-6720 FAX：072-725-8360

Email：jinken@maple.city.minoh.lg.jp
